

**令和 3 年度 5 月
専決補正予算について
(第 5 号補正)**

**令 和 3 年 5 月
企画財政部財政課**



令和3年5月11日

市政記者 様

令和3年5月補正予算(第5号)の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、長崎県の要請に応じて、飲食店等への営業時間短縮要請協力金(第2期分)その他について予算を補正する必要が生じましたが、特に緊急を要したため5月11日に専決処分しました。

【補正予算額】一般会計 22億6,950万円

1 事業内容

(1) 要請期間

令和3年5月12日(水)から令和3年5月31日(月)(20日間)【第2期分】

※令和3年4月28日(水)から令和3年5月11日(火)(14日間)の第1期分については、令和3年4月28日(水)に15億8,865万円で専決済

(2) 対象施設

長崎市内で、食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店、遊興施設(キャバレー、スナック、カラオケボックス等)

(3) 主な申請要件

ア 営業時間短縮要請の日(令和3年5月11日)以前から対象店舗を運営していること。

イ 要請期間のすべての期間において、長崎県の要請に応じ、朝5時から夜8時までの時間帯に営業時間を短縮する(酒類の提供は夜7時までとする。)又は終日休業すること(通常の営業時間が朝5時から夜8時の枠内の場合対象外)。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員並びにその関係者でないこと。

(4) 支給額 1日あたりの給付額×20日間

中小企業 (個人事業者を含む)	売上高 方式	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	[1日あたりの給付額]
		8万3,333円以下	2万5,000円
		8万3,333円超 25万円未満	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の3割
		25万円以上	7万5,000円
大企業	売上高 減少額 方式	[1日あたりの給付額] 前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割 ※上限:「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日あたりの 売上高の3割」のいずれか低い金額	

※中小企業は売上高減少額方式を選択することも可能。

(5) 申請期間 令和3年6月1日(火)～令和3年7月15日(木)

(6) 事業費

協力金: 22億2,500万円(2,600店舗)

事務費: 4,450万円

【財源】協力金: 国80%、県10%、市10%

事務費: 国100%